

中間加工人材育成支援事業委託先募集要項

この要項は、中間加工人材育成事業を委託するに当たり、委託先を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 事業の目的

「戦略産業雇用創造プロジェクト」に係る事業の一環として、県内の食品製造業において、企業が失業者を雇い入れた上で人材育成するとともに、中間加工分野の強化を図る取組を支援することにより、本県食産業の充実・強化を図ることを目的とします。

※この事業における「中間加工分野の強化」とは、小売店等の店頭販売用の最終商品ではなく、外食・中食事業者向け調理用原料や他の食品製造業者向け加工原料などの中間加工食品について、製造量の拡大や新たな商品開発に取り組むことです。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県内の食品製造業の企業（以下「事業主」という。）が、失業者を雇い入れた上で人材育成するとともに、中間加工分野の強化を図る取組について、県からの委託事業として実施するものです。

(2) 委託期間

委託契約締結日から6か月間以内

ア 平成26年度

委託契約締結日から平成27年3月31日まで

イ 平成27年度（予定）

平成27年4月1日から平成26年度の委託契約締結日から6か月以内の日まで

（ただし、平成27年度事業については、予算の成立及び国から県への補助金の交付決定が事業実施の条件となります。）

(3) 予算額（平成26年度総額）

57,308千円

(4) 新規雇用する対象者及び人数

ア 対象者

失業者

イ 人数

1名以上

ウ 雇用形態

正規雇用者

※当事業での正規雇用とは、雇用期間の定めない雇用であって、当該企業において正社員として位置づけられるものです。試用期間も含みますが、県との委託契約締結日以降に採用した新規雇用者が対象となりますので留意してください。

(5) 既存従業員の本事業への専従

本委託事業では、委託先の事業者にも効果的かつ責任を持って取り組んでいただく観点から、1名以上の既存従業員を本事業に専従させることを必須とすることとしています。

また、専従の既存従業員の人件費の総額について、事業費総額の4分の1以上である必要があります。

なお、既存従業員の人件費については、本事業の経費の対象外であり、自己負担となります。

(6) 委託契約

審査により選考された委託先に対し、県が中間加工人財育成業務を委託します。

3 事業計画書記載内容

(1) 事業に関する事項

ア 雇用計画及び募集方法

イ 新規雇用者の雇用形態及び配置計画

ウ 新規雇用者育成の実施体制

エ 新規雇用者の育成方法

オ 中間加工の取組拡大計画

カ 事業実施スケジュール

(2) 経費に関する事項

ア 対象経費の積算内訳

イ 専従する既存従業員に係る人件費の積算内訳

(3) 留意事項

ア 県内の失業者等を雇用し、県内において実施する事業であること。

イ 新規雇用者からいかなる名目によっても金銭の徴取は禁止であること。

ウ 新規雇用者の募集については、広く周知を図る観点から、必ずハローワークへ求人申込みを行うこと。

エ 新規雇用者については、履歴書、雇用保険受給資格者証等で失業状態にあることの確認を行うこと。

4 応募資格（応募する時点で、次の要件を全て満たす者とする。）

- (1) 青森県内で標準産業分類の中分類に定める「食品製造業（09）」及び「飲料・たばこ・飼料製造業（10）」の業種のうち、食品製造業又は飲料製造業を営む法人であること。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (3) 審査に協力する事業主であること。（審査に必要な書類等の整備保管、必要な書類の提出、実地検査の受入等に協力すること。）
- (4) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- (5) 労働保険料を滞納している事業主でないこと。（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。）
- (6) 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (8) 支給申請日、又は支給決定日の時点で倒産している事業主でないこと。
- (9) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。
※総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (10) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (12) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

5 経費

(1) 対象経費

- ア 新規雇用者人件費（事業費の3分の2以上）
 - ・賃金、就業規則等に規定されている各種手当等

- ・新規雇用者に係る健康保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
- ・新規雇用者の人件費に係る消費税相当額
- イ その他事業費（いずれも事業を実施する上で必要と認められるもの）
 - ・新規雇用者の研修会受講費（旅費、受講料等）
 - ・新規雇用者が携わる新商品開発費（試作に係る原材料費、包材費等）
 - ・展示会・商談会等の出展費（新規雇用者の旅費、出展料等）
 - ・その他当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）
- ウ 対象外となる経費
 - ・土地、建物、備品（5万円以上の物品等）の取得費
 - ・施設・設備の設置費、改修費
 - ・その他、事業との関連性が認められない経費
 - ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費

(2) 事業費に係る要件

以下の2つの要件についていずれも満たすものであること。

- ア 新規雇用者1人当たりの事業費が2,500千円以下
 - ・「事業費総額」÷「期間中の新規雇用者予定数」が2,500千円以下であること
- イ 本事業に従事する既存従業員の人件費の総額が事業費の4分の1以上
 - ・「本事業に従事する既存従業員の人件費の総額」÷「事業費総額」が4分の1以上であること

6 募集開始及び応募方法

(1) 募集期間

平成26年11月5日から平成27年1月31日まで

ただし、採択事業が予算額に達した時点で募集を終了します。

(2) 応募方法

提出書類について郵送又は持参すること。

(3) 提出書類

- ア 提出書（様式1）
- イ 申込者の概要（様式2）
- ウ 事業計画書（様式3）
- エ 経費積算書（様式4-1（事業実施期間6か月分）、様式4-2（様式4-1のうち平成26年度実施分））

- オ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
- カ 法人の登記事項証明書、規約等の写し
- キ 貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）の写し
- ク 就業規則の写し

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

- ア 提出に必要な費用は提出者の負担とします。
- イ 提出された応募書類は返却しません。
- ウ 必要により応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- エ 提出された応募書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

7 審査方法及び選考基準

(1) 審査方法

書類による審査を行います。

(2) 審査基準

- ア 効果的な実施方法となっているか。
- イ 雇用計画及び募集方法は適切か。
- ウ 実施体制が整っているか。
- エ 人材育成と中間加工分野の拡大が実現可能か。
- オ 事業費は妥当か。

8 選考結果の通知と委託契約の締結等

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず応募者に対して文書により通知します。

(2) 委託契約の締結

委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託業務契約を締結します。

なお、事業計画の内容及び経費等については、調整の上変更することがあります。

9 留意事項

- (1) 選考された事業は、県からの委託事業として実施すること。（国や県、

市町村の補助金又は委託費等の対象事業ではないこと。)

- (2) 本委託事業の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (3) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理等を行うこと。
※会計帳簿等の帳簿類は事業終了後、次年度から5年間保管すること。
- (4) 財産の取得は認められないことから、事業運営に機器等が必要な場合は、リース・レンタルで対応すること。
- (5) 本委託事業について国の雇用関係助成金等との併給はできないこと。
- (6) 本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (7) 事業の受託により得られた情報等については、事業終了後においても守秘義務があること。
- (8) 国が実施する各種助成金と委託費の支給事由と同一の理由により支給要件を満たすこととなるものとの併給はできないこと。
- (9) 戦略産業雇用創造プロジェクトにおける指定事業主雇用助成メニュー（地域雇用開発助成金の上乗せ）を活用する事業主は当該雇入れ計画に係る新規雇用については対象外となること。
- (10) 国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

10 問合せ先・応募窓口

青森県農林水産部総合販売戦略課あおもり食品産業振興グループ

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁東棟5階）

電 話：017-734-9456

F A X：017-734-8158

E-mail：shokusangyo@pref.aomori.lg.jp